

平成 25 年 8 月 5 日

加西市議会議長 森元清蔵 様

21 政 会  
幹事長 三宅利弘



## 調査研究報告書

下記の通り行政視察を実施しましたので、報告いたします。

### 記

- 1、調査年月日 平成 25 年 7 月 17 日 (水) ~ 19 日 (金)
- 2、調査先 茨城県取手市・常陸太田市・千葉県野田市
- 3、出席者 織部 徹・衣笠利則・長田謙一・中右憲利・森元清蔵・森田博美  
三宅利弘
- 4、研修内容 (詳しくは別紙)

茨城県取手市 7 月 17 日 (水) 14:00~16:00

・議会改革について

別紙 1

(視察対応者)

取手市議会議長 倉持光男  
取手市議会副議長 齊藤久代  
取手市議会議員 染谷和博・川又貞男  
取手市議会事務局次長 岡本純一

茨城県常陸太田市 7 月 18 日 (木) 9:30~11:30

・人口減少対策について

別紙 2

(視察対応者)

総務部長兼政策企画部長 佐藤 啓

千葉県野田市 7 月 19 日 (金) 10:00~12:00

・公契約条例について

別紙 3

(視察対応者)

総務部管財課課長 佐久間 進

○添付資料

- ① 視察行程表
- ② 研修資料

## 茨城県取手市（H25年7月17日視察）

### 視察テーマ： 議会改革について

#### ①情報公開

##### インターネット中継

- ・平成19年3月議会において「議会映像のインターネット配信を求める陳情」が採択され、議会映像配信システムの導入を検討。
- ・民間企業が提供するシステムを導入した場合、年間数百万単位の費用が継続的に発生する事が判明した。しかし簡易的な配信手法で議会事務局職員がデータの作成作業を行う形であれば、既存設備の流用やフリーソフトの活用により、年間6万円程度の予算で映像配信を行える目途がついた。
- ・このため、平成21年度9月議会からインターネットを通じて本会議の実況映像を配信。
- ・導入時にたまたまITに精通した職員がいて、その人がその後他のメンバーを教育したことから、今日まで順調に引き継がれている。
- ・ただ、独自の手法でシステムを構築しているため、今後のメンテナンスには若干の不安がある。

##### ネット公開

- ・取手市ホームページで、本会議、常任委員会、特別委員会及び全員協議会の議事録を公開。
- ・告示日の翌日に開催される議会運営委員会の翌日には、審議予定の議案をホームページに公開。
- ・1人あたり10万円の政務調査費を会派に支給、各会派は収支報告書及び研修報告書を提出し、ホームページで公開。
- ・議案、承認事項、意見書案、請願及び陳情案件に対する議員の賛否を全て公開。尚、本会議場に電子採決表示システムを導入している。

##### ツイッターの活用

- ・議会情報としては、議会だより「ひびき」、ひびきメール（メールマガジン）に加えて、議会情報をリアルタイムに、きめ細かく提供するため、ツイッターを開始。

#### ②住民参加

##### 議会報告会

- ・議会は市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を年1回以上行う事としている。
- ・条例制定前から試行として実施、22年度に4会場で実施したが、参加者が少なく、同じ顔ぶれの傾向があり、一時中断。
- ・その後陳情採択により再開、23年7月、1会場で開催、参加者41名。
- ・基本条例制定により24年5月実施、1会場、参加者23名。25年5月実施、2会場、参加者63名。
- ・議会報告後に実施したアンケートでは厳しい意見が多かった。今後の進め方については全員協議会で検討中。

##### 陳情及び請願

- ・議会は、請願及び陳情を市民からの政策提案として特に重く受け止め、特別な理由がない限り、提出代表者の意見を聞く機会を設けている。ほとんどの場合、代表者が発言をしている。

## 委員会における市民参加

- ・常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会では、委員長は必要があると認められるときは、委員会に諮って、市民の発言を許可している。

## ③議会運営

### 一問一答

- ・一般質問は答弁も含めて 60 分以内、1 回目は演壇で、2 回目の質問からは質問席で行う。
- ・各定例会において、一般質問をする議員は、議長を除いて 25 名全員行えろとし、実際全員に近い人数が行っている。

### 執行部の反問権

- ・反問権の定義は論点整理、質問の意味を問う事にあり、今までに市長が 3 回反問している。
- ・執行部が反問する場合は、反問しますと宣言して行う。その時の質問時間は、答弁も含めて 10 分間の延長が許される。

### 自由討議

- ・委員会で行う事が多い。質疑を終えた時点で討議を行う。陳情の際にする事が多いが、通常は討議までいくケースは少ない。

### 政策条例の議員提案

- ・平成 18 年の「自転車安全利用条例」平成 20 年の「環境基金設置条例」の 2 件。

## ③感想

- ・インターネット中継などに見られるように、非常にコスト意識が高く、自分たちで出来ることは自分達でしようという意識が見受けられる。
- ・委員会で市民が意見を言う機会を設けるなど、市民の声を出来るだけ聞こうとする姿勢がある。
- ・議会報告会はこれだけ市民の声を聞こうとする取手市議会でもうまくいっていない様子。議会報告会は議会基本条例を制定している多くの議会で頭の痛い問題となっている。加西市議会でも一度根本から考え直す必要があるのでは、と思う。
- ・反問権というネーミングが誤解を招きやすい。視察では「質問の意味を確認する事が出来る」という表現にすればどうかという意見もあった。
- ・2 件の条例を議員提案で成立させている事からも非常に意欲的な議会という印象を受ける。
- ・取手市議会からも多くの議員さんが出席され、議員同士という事で、共通する問題を抱えており、非常に議論が盛り上がった。こういう議会同士の意見交換も重要だと思う。

視察テーマ： 人口減少対策について

①現状

- ・ 常住人口の推移 平成16年：60,806人 平成25年：53,841人
- ・ 高齢化率の推移 (65歳以上人口の割合) 平成16年：25.5% 平成25年：30.9%
- ・ 常陸太田市の出生率 2007年：1.19 (茨城県 2010年：1.38)

②少子化・人口減少にどう対処するか

- ・ 一定程度の人口減少は避けられない。
- ・ 自然減 (出生数-死亡数) を食い止めるのは短期的には難しい。
- ・ 短期的には、社会減 (転入-転出) の抑制を図り、長期的に出生数を増やす施策の展開が必要。
- ・ 転出入の多くは、20~30代の若者世代が、太田市及び周辺6市村間を移動。
- ・ 20~30代の若者世代が魅力を感じるまちづくりを推進。
- ・ 具体的には、結婚、出産、子育てのしやすい環境を総合的に整備 (長期的な出生率の向上に寄与)

③転入促進・転出抑制関係の施策

・ 新婚家庭の家賃助成

月2万円 助成終了者の転出先 (H25年6月現在) 常陸太田市21名 (84%) ひたちなか市2名  
日立市1名 大子市1名

・ 住宅取得促進助成

新築住宅 (築1年未満：20万円 築後1年以上10年未満の住宅：15万円  
築後10年以上の住宅：10万円 申請件数27件 (H25年1月~H25年6月))

・ 定住促進助成

H22年1月2日から平成25年1月1日までに、市内に新築、増築、中古住宅を取得した世帯等に対し、  
建物に係る固定資産税の半額相当額を最大3年間助成。

申請件数 H22年：97件 H23年：101件 H24年：120件

・ 常陽銀行「子育て支援住宅ローン」

日立太田市に住宅を取得し、市の住宅取得促進助成制度の適用が受けられる方を対象に、住宅ローンの金利を店頭金利から1.6%引き下げ。融資金額は最大1億円、融資期間は最長35年。

・ 民間賃貸住宅建築促進助成

市内に集合賃貸住宅 (アパート等) を建築した個人または法人に対し、固定資産税の負担を権限する他の助成金を交付。

助成額：固定資産税が課税される初年度から5年間

新婚世帯又は子育て世帯の住居率50%以上→固定資産税の50%相当額

〃 〃 50%以下→ 〃 30%相当額

・ 鯨ヶ丘築民間賃貸住宅建築助成

鯨ヶ丘地区 (高齢化、人口減少が進み空き地、空き店舗が目立つ市の中心商店街) の一部を対象に、集合賃貸住宅を建築した事業者に対し、1戸当たり50万円、最大300万円を助成。

・ 「子育て上手常陸太田」によるPR

「子育て上手常陸太田」のパフレット配布、広告掲載により、市の子育て支援施策を市内外にPR。

・「推進隊」の組織化と口コミによる PR

市の子育て支援策について口コミで市内外に PR してもらうため、平成 25 年 2 月、「子育て上手常陸太田推進隊」を発足。市民を中心に 75 人を推進隊として委嘱。

隊員には、市の子育て支援策を紹介した小冊子「子育て上手常陸太田」と名刺を配布し、これらを活用して口コミで市の子育てと支援施策を PR してもらっている。

④結婚する人を増やす事を目的とした施策

・企業等立地奨励金

企業等が、指定産業地域（工業団地）に立地した場合、操業開始日の属する年の翌年の 1 月 1 日に所有する固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当分を 3 年を限度に奨励金として交付。

・企業等拡大再投資奨励金

企業等が、指定産業地域において拡大再投資した場合、これにより取得した固定資産に係る固定資産税及び都市計画税相当額を、3 年を限度に奨励金として交付。

・企業等立地雇用奨励金

指定産業地域等に立地する対象企業等が、新規雇用者を 1 年以上継続して雇用する場合、新規雇用者一人当たり 10 万円を、3 年を限度に交付。

・結婚相談センター「YOU 愛ネット」の運営

専任の相談員が、結婚を希望される方、独身の子を持つ親からの相談に対応。お相手探しから、お見合いまでのお手伝いをする。また、出会いのパーティーや交流会、親の集い等のイベント情報の案内。（NPO に委託、登録無料、太田市以外の方の登録も OK、会員登録 346 名、成婚数 37 組）

・結婚活動支援事業

結婚活動を支援するために、出会いの場として交流会やセミナー等の事業を実施する団体に対し、その開催に係る費用を補助。

補助金額 参加者 50 人以下：5 万円以内 50 人以上：10 万円以内

⑤夫婦の子どもの数を増やす事を目的とした施策

・乳幼児・小中学生医療費助成制度

県では、医療福祉費支給制度（マル福）の対象年齢を 0 歳～小学 3 年生としているが、市では適用範囲を拡大し、小学 4 年生～中学 3 年生までの医療費を助成。

また、所得制限により県のまる福被害等となった児童（0 歳～小学 3 年生）の医療費を助成。

対象者の自己負担 外来 1 日 600 円（月 2 回を限度） 入院 1 日 300 円（月 3,000 円を限度）

・保育園・幼稚園保育料の減免

第 3 子以降児が、保育園及び私立幼稚園に入園する場合、保育料を無料とする。また、保育園や市立幼稚園に 2 人以上入園している場合、2 人目の保育料を月 3,000 円を限度に減額（保育園は 3 歳児未満に限る）

・妊産婦医療費助成

県の医療福祉費支給制度（マル福）の対象外の妊産婦の医療費を助成。助成対象を産婦人科での診療だけでなく、通常疾患（歯科、眼科、皮膚科等）にまで拡大。さらに妊産婦の所得制限を撤廃。

・保育所民営化の推進

保育所民営化の推進により、保育時間の延長や休日保育、一時保育といったサービスの向上、保育所数と受け入れ児童の増加といった効果が期待される。まずは指定管理者制度を導入し、その後民営化へと進める方針。

## ⑥感想

- ・やっている事は加西市とそんなに変わらないが、民間賃貸住宅建築促進助成金が、新婚世帯、子育て世帯の入居率によって変わるなど、ターゲットを若者、女性、子育て世代にはっきり絞っているのがよくわかる。
- ・「子育て上手常陸太田」というパンフレットもよくできていたと思うし、その制作に市民が多くかかわって、その人たちを中心とした「推進隊」がパンフレットの配布など、市のPR活動をボランティアでしているというところは参考にすべきと思う。
- ・加西市は「人口増対策」常陸太田市は「人口減少対策」、常陸太田市の方が現実的と思うが、加西市は加西市で独自の方針を貫くべきと思う。

視察テーマ： 公契約条例について

①条例制定の経緯

- ・公共工事や業務委託などの公契約における入札方法は、長年にわたり指名競争入札によっていたがそれが談合の温床との批判が高まった。
- ・国は平成6年に「公共事業の入札・契約手続きの改善に関する行動計画」を閣議決定し、一般競争入札方式を本格的採用する事とした。
- ・一般競争入札の普及は、談合問題を改善したが、一方で低入札価格工事件数、入札辞退工事件数ともに急増し、公共工事、公共サービスの品質低下に関する懸念が顕著となった。
- ・国は、平成17年公共工物品確法を制定し、価格以外の多様な要素を考慮する総合評価方式により、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を目指すのが、低入札価格の問題は解消されず、下請け業者及びそこで働く労働者にしわ寄せされ、労働者の賃金低下を招いた。
- ・野田市では、この状況を根本的に変える為、公契約業務に従事する労働者の賃金水準を確保する公契約法の制定が必要と考え、全国市長会を通じて公契約法の制定を要望したが、国に制定の動きは見られなかった。
- ・このため、野田市では、自治体による公契約条例の制定では解決できないことを承知の上で、敢えて先駆的、実験的に公契約条例を制定し、国に法整備の必要性を認識して頂きたいと考えている。尚、同時に総合評価方式及び指定管理者選定においても、野田市独自の評価要素として、公契約に従事する労働者の賃金水準を入れる方向で検討を進めている。

②公契約条例適用業務の範囲

- ・予定価格が5,000万円以上の工事また製造の請負契約（条例制定当初は1億円以上としていた）
- ・予定価格が1,000万円以上の工事または製造以外の請負契約のうち、市長が別に定めるもの。
- ・上記以外で、工事又は製造以外の請負契約のうち、市長が適正な賃金等の水準を確保するため特に必要と認めるもの（1000万円未満の清掃業務など）
- ・24年度からは指定管理者の協定を条例の直接適用とした。

③公契約条例適用労働者の範囲

- ・受注者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事するもの。
- ・下請業者に雇用され、専ら当該公契約に係る業務に従事するもの。
- ・一人親方については経費と人件費の区分が明確でないため、資機材を持ち込まない者のみを適用労働者としている。

④公契約条例適用労働者の賃金

- ・工事又は製造請負の契約についての労働者賃金は、契約を締結した日の属する年度の農林水産省及び国土交通省が公共工事の積算に用いる為決定した職種ごとの公共工事設計労務単価をもとに千葉県が定めた額の85%以上とする。（条例制定当初は80%、平成23年度の賃金支払い状況をみると85%以上の支払いを受けていた適用労働者は全体の87%であったことから85%へ引き上げた。）

### ⑤適用労働者への周知

- ・公契約条例が適用される作業所では、下記の事項を、見やすい場所に掲示、もしくは備え付け、又は書面を交付する事によって適用労働者に周知する義務がある。

#### ☆適用労働者の範囲

☆市長が定める賃金等の最低額

☆違反があった時等に申し出をする場合の連絡先

### ⑥公契約条例が守られている事の確認

- ・工事等の着手時、中間、終了時の3回、労働者の賃金台帳等を提出させて確認をする。
- ・下請、孫請というような重層構造になっている場合は、原則として元請（受注者）が下請業者の労働者の賃金台帳等の証拠書類を取りまとめて提出する。

### ⑦視察における質問および答弁

- ・今まで違反があって是正をさせたという事例はあったか。

いまの所そういう事例はない。

- ・公契約条例が市の財政を圧迫する等の批判はなかったか。

今の適用範囲では全体で約4億円の契約が公契約条例適用となる。公契約条例を適用する事によってどれぐらい市の負担が増加したかを検証した結果、約400万円程度、約1%の負担となる事がわかった。よって、公契約条例によってそれほど市の財政が圧迫されているということはない。

- ・公契約条例の適用範囲をもっと広げることは出来ないのか。

基本的に一人の担当者で事務処理を全てまかなえる事としている。

野田市がいくら頑張っても国、あるいは他の自治体が動かない事には状況は変わらない。我々はこの運動を広げていく事、モデルケースを創っていく事を目的としているので、この辺りが適当と考えている。

### ⑧感想

- ・日本で初めての条例を創るということは大変だったと思う。市長の相当なリーダーシップが必要と思うが、野田市の市長さんは市内を歩き回って、色々な人と話をされるという事で、市民の声、市民の生活及び仕事の現状を肌で感じて、公契約条例の必要性を実感されたのではないかと思う。
- ・一時、自由競争・規制の撤廃、公的部門の徹底縮小こそが繁栄の道であるかのように言われた事があったが、やはり公の部門が果たさなければならない役割はたくさんあると思う。
- ・今まで公契約条例に違反したケースはなかったという事だが、それはチェックが甘いのではなくて、野田市が無理のない条例を制定しているという事だろうと思う。野田市は全国的な規模での公契約条例制定に向けて一石を投じた、そういう感覚ではないかと思う。